

## 第52回京都コンテスト規約

JARL 京都府支部、JARL 京都クラブ主催の第52回京都コンテストを次の通り開催いたします。このコンテストは非常に備えての府内及びその周辺の電波伝搬の調査研究、通信技術の向上、アマチュア無線界の友好増進などを目的とし、JARL 京都非常通信協議会の通信訓練を兼ねて実施するものです。

### 1. 日時

2008年2月2日(土) 20:00~2月3日(日) 16:00

尚、バンド、部門ごとに開催時間が異なります。

2月2日	20:00~22:00	3.5	MHz帯
2月2日	22:00~24:00	1.9	MHz帯
2月3日	8:00~9:00	144	MHz帯
2月3日	9:00~10:00	14/144	MHz帯
2月3日	10:00~11:00	28/50	MHz帯
2月3日	11:00~12:00	21/50	MHz帯
2月3日	13:00~14:00	7	MHz帯
2月3日	14:00~15:00	7/430	MHz帯
2月3日	15:00~16:00	7/1200/2400/5600	MHz帯

### 2. 参加資格

日本国内の全てのアマチュア局/SWL局

### 3. 使用周波数帯

上記のアマチュアバンド。ただし3.5~430MHz帯はJARL主催のコンテストの使用周波数帯による。

### 4. 交信(受信)の相手局

京都府内の局 : 日本国内で運用する全てのアマチュア局

京都府外の局 : 京都府内で運用する全てのアマチュア局

SWL : 京都府内で運用する全てのアマチュア局

### 5. 参加部門及び種目(コードナンバー)

部門・種目		コードナンバー	
		府内局	府外局
シン グ ル オ ペ	マルチA	IA	OA
	マルチB	IB	OB
	マルチC	IC	OC
	1.9MHz	I19	O19
	3.5MHz	I35	O35
	7MHz	I7	O7
	14MHz	I14	O14
	21MHz	I21	O21
	28MHz	I28	O28
	50MHz	I50	O50
	144MHz	I144	O144
	430MHz	I430	O430
	1200MHz	I1200	O1200
2400MHz	I2400	O2400	
5600MHz	I5600	O5600	
マルチ オペ	マルチ	IM	OM
SWL	マルチ	ISWL	OSWL

注1) マルチ A : 4バンド以上のシングルオペマルチバンド

注2) マルチ B : 3バンド以下のシングルオペマルチバンド

注3) マルチ C : V、U、SHF帯のシングルオペマルチバンド

注4) 個人局の複数人での運用はマルチオペ扱いとし、他には参加できない。

### 6. 交信方法

(1) 呼び出し 電話・・・CQ 京都コンテスト

電信・・・CQ TEST KT

京都府内局は「こちらは府内局 JA3〇×△」又は「DE JA3〇×△/KT」等、府内局を明示のこと。

(2) コンテストナンバーの交換

京都府内局 : 電信、電話

RS(T) + 市区郡符号(表1参照) + 下記の2又は3桁の英数字

・JARL 京都非常通信協議会(新組織)の登録者は、「V」から始まるその3桁の登録番号

注) 旧京都府災害救援専門ボランティアの登録番号は使用不可。14項参照の事

・JARL 登録クラブの社団局は、3桁の登録ナンバー

・上記以外の局は運用者名のイニシャル2文字

- (例) 59 (9) /W10/V03 (ボランティア番号03の場合)  
(例) 59 (9) /W07/102 (登録ナンバー22-1-02のクラブ局の場合)  
(例) 59 (9) /W04/YN

注)「マルチオペ部門でボランティア登録者が運用する場合は、イニシャルあるいは登録クラブ番号に代えて、運用者のボランティア番号を送出することができる」

京都府外局：電信、電話

RS (T) + 都府県支庁略号 (表2参照) + 運用者名のイニシャル2文字

(例) 59 (9) /OS/NT

## 7. 得点及びマルチプライヤー

### (1) 得点

京都府内局： 相手局が京都府内局の時は2点、府外局の場合1点

京都府外局及びSWL： 相手局が京都府内局の時は1点、府外局の場合0点

### (2) マルチプライヤー

各バンドで得た異なる京都府内の市区郡、都府県支庁(京都府内局のみ)、ボランティア番号および府内登録クラブの登録番号。(非常通信協議会登録局や登録クラブとの交信によって1交信で同時に複数のマルチプライヤーが発生する場合がある) 尚、京都府外局同士および、モバイル等の移動しながらの局との交信(SWLは受信)は得点にもマルチプライヤーにも算入できない。

注) 当コンテストではJARL京都非常通信協議会の周知、啓発のためボランティア番号をマルチプライヤーに設定する。(※旧専門ボランティア番号は使用不可)

### (3) ニューカマーマルチプライヤー

ニューカマーマルチプライヤーは、初めて局を開設し、局免許年月日が2007年2月4日以降の個人局とし、この局についてはニューカマーマルチとして係数(×3)を、それ以外の局については、係数(×1)とする。

### (4) 総得点の計算方法

#### a) マルチバンドの場合

[各バンドにおける得点の和] × [各バンドで得たマルチプライヤーの和] × [ニューカマーマルチプライヤー係数]

#### b) シングルバンドの場合

[当該バンドにおける得点の和] × [当該バンドで得たマルチプライヤーの和] × [ニューカマーマルチプライヤー係数]

## 8. 書類の提出

(1) JARL 制定または同様のログシート、サマリーシートを用い所定の事項を記入。サイズはA4又はB5に限る。

氏名には必ずふりがなをつける。個人局のゲストオペレータ運用時は実運用者名でサマリーを提出すること。

(2) 各シングルバンド部門は2バンドまでの重複提出ができる。マルチバンド部門とシングルバンド部門の

重複提出は認めない。重複提出時は、部門毎にサマリーとログを綴じ、書類を明確に分離して提出すること。

(3) 重複交信は、1回目の交信を有効とし、たとえモードが異なっても、後の交信は重複扱いとする。

(4) 入賞対象局については、交信時に記入したログの提出を求めることがある。

(5) (6)の局を除き、サマリーシート及びログシートを電子メールで提出できる。

・JARL コンテスト委員会制定電子ログ形式(詳細はJARL京都府支部Webを参照)

(6) ニューカマーマルチプライヤーにて係数(3)を算入した局については、電子メールにて提出することはできない。

また、その局は提出書類に局免許のコピー(呼出符号と免許年月日が確認できること)を合わせて提出すること。

(7) 提出締切日 2008年2月29日(消印有効)

電子メールの場合は送信時のタイムスタンプにて判断する。

(8) 提出先 郵送) 〒617-8691 京都向日町郵便局私書箱21号 JARL 京都クラブコンテスト係

電子メール) kt-test@ja3yaq.ampr.org

## 9. 賞

上位局には京都府知事賞などの賞を贈る。複数部門にエントリーしたものはエントリー毎に取り扱う。

## 10. 失格事項

- ・電波法またはこれに基づく命令に違反したもの。
- ・本コンテスト規約に違反したもの。
- ・虚偽の内容報告がある場合。
- ・提出書類などの不備。
- ・その他、本コンテスト委員会が失格と認めたもの。

## 11. 結果発表

JARL 京都クラブ News、JARL NEWS、JARL 京都府支部の Web 等に発表。個別に結果を希望する局は、SASEを同封のこと。電子メールにて書類提出の局には電子メールにて個別に結果を送付する。

## 12. コンテストレビュー

提出されたログ、サマリー情報をもとに参加者の状況を分析し、意見・コメントとともに結果をJARL 京都クラブ News、JARL 京都府支部の Web 等に発表。(一部、関ハム会場で配布予定。) 個別に結果を希望する局は、SASEを同封のこと。電子メールにて書類提出の局には電子メールにて個別に結果を送付する。なお掲載拒否の場合はサマリーのコメント欄を空白にするもしくはその旨を明記すること。

### 13. 後援、協賛

京都府、京都市、京都新聞社、その他

その他不明な点は、必ず SASE または、電子メール（問い合わせ専用アドレス：kt-testqa@ja3yaq.ampr.org）で問い合わせること。電話での問い合わせには絶対対応しない。規約・結果・電子ログ提出方法などは JARL 京都府支部のホームページでも見ることができる。

URL は <http://www.jarl.com/kyoto/contest/kt-test.htm>

### 14. ボランティア番号の注意事項

京都府災害救援専門ボランティアの制度は終了しました。今回のボランティア番号は新組織にて発給したものが有効です。新しい非常通信組織の内容は JARL 京都府支部のホームページをご覧ください。

URL は <http://www.jarl.com/kyoto/oso/kyoutei/kyoutei1.htm>

---

### ★ 符号表

表 1 (京都府内の市区郡符号)

福知山市	C 0 2	乙訓郡	G 0 3	北 区	W 0 1
舞鶴市	C 0 3	久世郡	G 0 6	上京区	W 0 2
綾部市	C 0 4	相楽郡	G 0 8	左京区	W 0 3
宇治市	C 0 5	綴喜郡	G 1 0	中京区	W 0 4
宮津市	C 0 6	船井郡	G 1 2	東山区	W 0 5
亀岡市	C 0 7	与謝郡	G 1 4	下京区	W 0 6
城陽市	C 0 8			南区	W 0 7
長岡京市	C 0 9			右京区	W 0 8
向日市	C 1 0			伏見区	W 0 9
八幡市	C 1 1			山科区	W 1 0
京田辺市	C 1 2			西京区	W 1 1
京丹後市	C 1 3				
南丹市	C 1 4				
木津川市	C 1 5				

表 2 (京都府外の都道府県支庁略号)

宗 谷	S Y	新 潟	N I	福 井	F I
留 萌	R M	長 野	N N	石 川	I K
上 川	K K	東 京	T K	岡 山	O Y
網 走	A B	神奈川	K N	島 根	S N
空 知	S C	千 葉	C B	山 口	Y G
石 狩	I S	埼 玉	S T	鳥 取	T T
根 室	N M	茨 城	I B	広 島	H S
後 志	S B	栃 木	T G	香 川	K A
十 勝	T C	群 馬	G M	徳 島	T S
釧 路	K R	山 梨	Y N	愛 媛	E H
日 高	H D	静 岡	S O	高 知	K C
胆 振	I R	岐 阜	G F	福 岡	F O
檜 山	H Y	愛 知	A C	佐 賀	S G
渡 島	O M	三 重	M E	長 崎	N S
青 森	A M	滋 賀	S I	熊 本	K M
岩 手	I T	奈 良	N R	大 分	O T
秋 田	A T	大 阪	O S	宮 崎	M Z
山 形	Y M	和 歌 山	W K	鹿 児 島	K G
宮 城	M G	兵 庫	H G	沖 縄	O N
福 島	F S	富 山	T Y	小 笠 原	O G